

朝倉市移住支援金交付要綱

令和2年4月1日制定

令和3年3月25日改正

令和4年3月25日改正

(趣旨)

第1条 市は、福岡県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び朝倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、朝倉市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業（以下「福岡県移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）から朝倉市に移住して就業又は起業等をしようとする者が第3条に規定する移住支援金の交付要件を満たす場合に、予算の範囲内において朝倉市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、朝倉市補助金等交付規則(平成18年朝倉市規則第44号)その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付の対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請の場合にあつては第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 ア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票移動の直前）の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、

名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。ただし、第3条第4号の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。

(イ) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票移動の直前）に連続して1年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月10日以降に朝倉市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。
ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めないものとする。

(ウ) 朝倉市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である者又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他福岡県又は朝倉市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏及び大阪圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 移住支援金の交付を申請する対象者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

- (オ) 求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏、名古屋圏及び大阪圏以外の地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ 人材確保困難職種への就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 県実施要綱別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
 - (イ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- エ 自営での農林漁業への就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 県実施要綱別表2に掲げる人材確保支援策を活用した者
 - (イ) 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）の支給を受けた、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 福岡県移住支援事業における関係人口に関する要件 次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、オからクまでの要件を満たすこと。ただし、イの場合にあっては、オ及びカの要件を満たすこと。
- ア 市が実施するお試し居住事業を利用した者
 - イ 市が実施する創業支援事業を利用して創業した者
 - ウ 市が実施する婚活応援事業を利用して結婚した者
 - エ 過去に1年以上朝倉市に居住していた者
 - オ 申請時に就労（就業、就農、起業等を含む。）をしている者
 - カ 転入時において45歳未満である者又は45歳以上であつて配偶者との合計年齢が80歳未満である者
 - キ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
 - ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 起業に関する要件 申請日前1年以内に福岡県が県実施要綱に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件（世帯の申請の場合のみ。） 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属してい

ること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に朝倉市に転入していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)及び本人確認書類並びに第3条各号の要件を満たす場合にあつては、当該各号の要件を満たすことを証する書類(同条第2号ア、イ及びウ並びに同条第4号の場合にあつては就業証明書(様式第2号の1)、同条第2号エの場合にあつては支援策活用証明書(様式第2号の3)、同条第3号の場合にあつては就業証明書(様式第2号の2))を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条に規定する移住支援金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、要件の変更等の事由により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定者に対して、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けようとする

るときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 福岡県及び朝倉市は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用法人の倒産、災害、交付決定者の病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県知事及び朝倉市長が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に朝倉市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に朝倉市から転出した場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年朝倉市告示第171号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年3月25日以降に朝倉市に転入した者

に対する移住支援金について適用する。

附 則（令和4年朝倉市告示第75号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の朝倉市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に朝倉市に転入した者に対する移住支援金について適用し、同日前に朝倉市に転入した者に対する移住支援金については、なお従前の例による。